

④ コメの輸出・輸入

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(2) グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 農林水産物・食品の輸出促進

国内においては、消費者の低価格志向に加え、今後は本格的な少子高齢化・人口減少に伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれる。このような中で、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて国内需要に応じた生産を拡大することに加え、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していく。

2019年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円となり、7年連続で増加したものの、1兆円目標には至らなかった。今後の更なる輸出拡大のため、在外公館やJETRO等の諸機関とも連携して、輸出先国・地域の市場規模、インフラ、食の志向等を踏まえた輸出可能性をより深く分析するとともに、海外の食品安全規制への対応の強化、海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化、海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発・売り込みの強化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化等を品目ごとの課題に応じた対応を進める。

(中略)

上記の取組を総合的に進め、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（内訳については、少額貨物（1ロット20万円以下）は除き、農産物1.4兆円、林産物0.2兆円、水産物1.2兆円、加工食品2.0兆円）とすることを目指す。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

(中略)

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

輸出の現状

○ コメ・コメ加工品の輸出金額はコメ(援助米除く)の輸出が好調ではあるものの、日本酒の減少が大きく、全体の輸出金額では減少(対前年同期比-15%)。数量(原料米換算)ベースでも減少。(対前年同期比-1%。)

品目名		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年1~5月		(参考) 主な輸出先国	
							対前年同期比		
コメ・コメ加工品		数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	34,851トン	13,957トン	-1%	米国 香港 中国 台湾 韓国 シンガポール
		金額	221億円	261億円	304億円	323億円	114億円	-15%	
コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	17,381トン	8,493トン	+33%	香港 シンガポール 米国 台湾 中国	
	金額	27億円	32億円	38億円	46億円	23億円	+35%		
米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	4,033トン	1,533トン	±0%	米国 台湾 香港 シンガポール サウジアラビア	
	原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,428トン	1,303トン	±0%		
	金額	38億円	42億円	44億円	43億円	16億円	±0%		
日本酒 (清酒)	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	7,388 キロリットル	-35%	米国 中国 香港 韓国 台湾 シンガポール	
	原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	14,041トン	4,162トン	-35%		
	金額	156億円	187億円	222億円	234億円	75億円	-25%		

※コメの輸出量とコメ加工品(米菓及び日本酒)の輸出量(原料米換算)の合計

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2019年の輸出数量は17,381トン(対前年比26%増)、輸出金額は約46億円(同23%増)となった。
- 2020年1～5月の輸出数量は8,493トン(対前年同期比33%増)、輸出金額は約23億円(同35%増)となった。

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年 (1～5月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	8,493 (+33%)	2,290 (+35%)
香港	2,519 (+109%)	659 (+75%)	3,342 (+33%)	842 (+28%)	4,128 (+24%)	1,016 (+21%)	4,690 (+14%)	1,160 (+14%)	5,436 (+16%)	1,372 (+18%)	3,099 (+47%)	826 (+55%)
シンガポール	1,850 (+93%)	463 (+55%)	2,350 (+27%)	539 (+16%)	2,861 (+22%)	642 (+19%)	3,161 (+10%)	694 (+8%)	3,879 (+23%)	802 (+15%)	1,523 (+3%)	336 (+10%)
アメリカ	322 (+254%)	103 (+185%)	812 (+152%)	236 (+129%)	986 (+21%)	320 (+36%)	1,282 (+30%)	404 (+26%)	1,980 (+54%)	543 (+34%)	1,012 (+44%)	285 (+46%)
台湾	753 (+348%)	268 (+264%)	910 (+21%)	321 (+20%)	943 (+4%)	350 (+9%)	1,173 (+24%)	394 (+12%)	1,262 (+8%)	411 (+4%)	708 (+71%)	218 (+49%)
中国	568 (+1,135%)	291 (+1,429%)	375 (-34%)	163 (-44%)	298 (-21%)	97 (-40%)	524 (+76%)	211 (+117%)	1,007 (+92%)	363 (+72%)	377 (+14%)	115 (-8%)
オーストラリア	273 (+44%)	84 (+51%)	357 (+31%)	109 (+30%)	476 (+33%)	145 (+33%)	635 (+33%)	197 (+37%)	770 (+21%)	233 (+18%)	468 (+82%)	136 (+76%)
タイ	208 (+890%)	37 (+321%)	395 (+90%)	71 (+93%)	192 (-51%)	51 (-29%)	320 (+67%)	81 (+60%)	578 (+81%)	145 (+79%)	244 (-4%)	63 (+3%)
イギリス	189 (+226%)	60 (+160%)	326 (+72%)	98 (+64%)	695 (+113%)	191 (+94%)	422 (-39%)	121 (-37%)	450 (+7%)	131 (+8%)	232 (+13%)	65 (+13%)
ベトナム	142 (+788%)	15 (+195%)	74 (-48%)	16 (+6%)	101 (+36%)	33 (+108%)	118 (+17%)	37 (+11%)	213 (+81%)	65 (+75%)	50 (+16%)	14 (+5%)
ロシア	30 (-45%)	10 (-51%)	74 (+147%)	25 (+162%)	78 (+5%)	31 (+21%)	120 (+54%)	43 (+39%)	174 (+45%)	64 (+50%)	63 (+58%)	23 (+51%)
マレーシア	124 (+1,967%)	41 (+1,862%)	167 (+35%)	45 (+10%)	259 (+55%)	62 (+40%)	221 (-15%)	51 (-17%)	234 (+6%)	59 (+14%)	88 (+2%)	22 (+6%)
モンゴル	134 (+84%)	24 (+68%)	198 (+48%)	33 (+37%)	203 (+3%)	32 (-4%)	336 (+66%)	56 (+73%)	315 (-6%)	53 (-5%)	227 (+141%)	37 (+137%)
その他	528 (+81%)	179 (+57%)	606 (+15%)	211 (+17%)	621 (+2%)	228 (+8%)	792 (+28%)	307 (+35%)	1,083 (+37%)	380 (+24%)	402 (+14%)	148 (+14%)

資料:財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

注1:()内は対前年同期増減率である。

注2:数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

- | | |
|---------|--|
| 1. 設立 | 平成26年11月27日
(前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。) |
| 2. 目的 | <ol style="list-style-type: none">1. 我が国の良質なコメ・コメ関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること |
| 3. 事業内容 | <ol style="list-style-type: none">1. オールジャパンのブランド育成2. 海外市場開拓調査3. 産地PR・国内商談会4. 海外販売促進活動5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等 |
| 4. 会員数 | 48会員(令和2年6月1日現在)
全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、株式会社神明、千田みずほ株式会社、板橋貿易株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合 等 |

コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組

- コメ・コメ関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

(1) 日本産品であることの識別を容易にし、その品質等を海外の消費者にアピールするため、日本産米・米加工品輸出の統一ロゴマークを開発し、国内で発表(平成27年3月13日)。(農林水産大臣出席、国内メディア約30社が参加)

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉



(注) QRコードから、日本産米・米加工品のPR映像が流れるHPへリンク

(2) 海外においても、統一ロゴマークを用いて、日本産米・米関連食品のPRイベントを開催。

- ① 米国 日本酒のPR・商談会 (2018年4月30日～5月3日)
- ② 香港 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR (2018年8月16日～18日)
- ③ シンガポール 米菓のPR・セミナー (2018年10月19日～21日)
- ④ 上海 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR (2018年11月5日～10日)
- ⑤ 香港 日本産米のPR・セミナー (2018年12月10日)
- ⑥ 北京 日本酒のPR・セミナー (2019年1月17日)
- ⑦ 中国 パックご飯・米菓・日本酒のPR (2019年1月～3月)
- ⑧ 米国 日本酒のPR・セミナー・商談会 (2019年2月23日～3月2日)
- ⑨ 中国 パックご飯のPR (2019年6月～7月)
- ⑩ 北京 日本酒のPR (2019年7月19日～21日)
- ⑪ 香港 日本産米のPR (2019年9月30日～10月31日)
- ⑫ 上海 日本産米の商談会 (2019年11月5日～10日)

香港高級中華料理店での日本産米を使用したメニューフェアの実施
(2019年9月30日～10月31日)

香港の高級中華料理店(7店舗)において、当地で著名なシェフの考案による日本産米を使用したメニューフェアを実施。

フェアに先立ち、9月17日(火)に開催したメディア試食会には11社(14名)の現地メディアが参加。



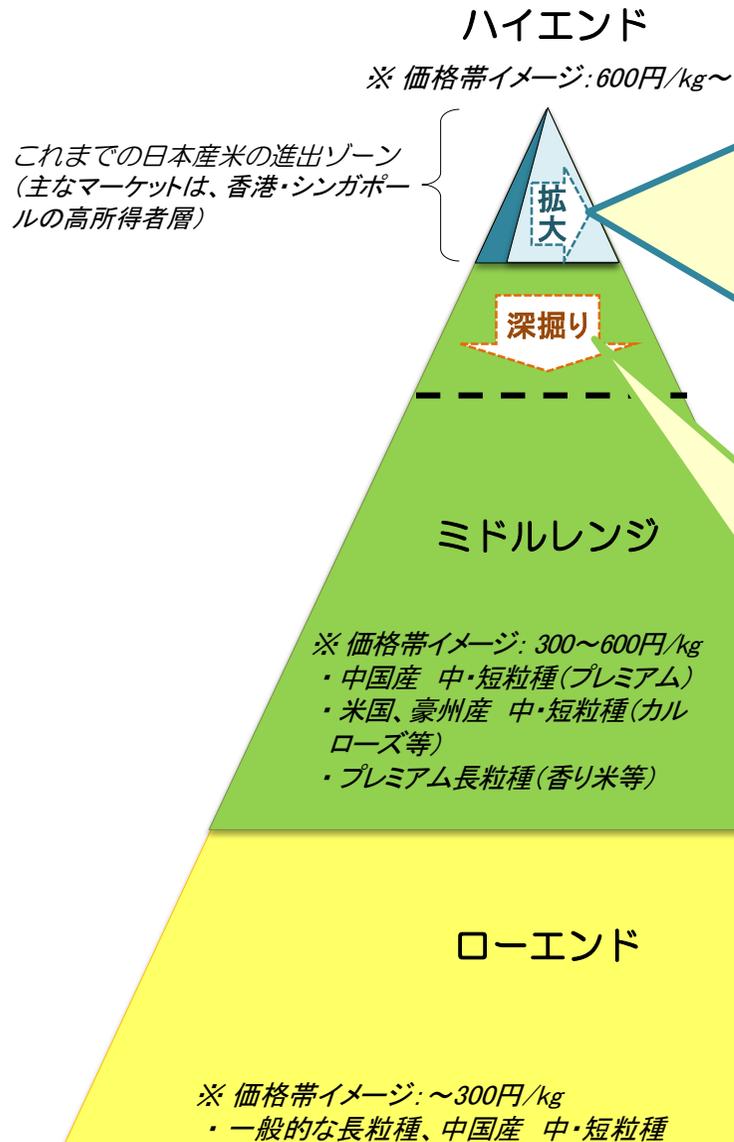
第2回中国国際輸入博覧会
(2019年11月5日～10日)

昨年に続き、習近平主席主導による輸入に特化した総合見本市が開催。

ジェトロの食品・農産品ブース内に日本産米ブースを設置し、複数事業者が日本産米を出品し、商談を実施。



海外マーケットにおける日本産米の位置付け及び対応方針(イメージ)



輸出ターゲット市場の拡大

- ① 中国向け輸出ルート^①の複線化
精米工場等の指定追加の働きかけを継続的に進めつつ、これまで実績を有しない事業者による輸出の取組を拡大し、輸出先での流通を複線化(平成28年度に5事業者が実証予定)
- ② 幅広い輸出ターゲットに向け、商品・売り方を多様化
 - ・ 機能性成分を売りにした高付加価値商品の販売促進(金芽米等)
 - ・ インターネット販売を活用した日本産米の販売の事業化の可能性、ターゲットの見極め
 - ・ 炊飯機のない家庭でも食べられるよう、パックご飯等の形態での販売促進(市場性等の調査)

輸出ターゲット市場の深掘り

- ③ 米の生産コスト削減^②についてのKPI(担い手の生産コストを全国平均比4割削減)に向けた取組を着実に進める(省力化技術の導入や作期分散、資材費の低減)。
- ④ 国内で主食用として多く生産されていない多収品種^③を導入し、試験的に低コスト生産を行い、海外マーケットでテスト販売を行う等の輸出産地づくりの取組を推進

輸出用米生産に関する制度運用を改正

- ⑤ 従来は、国内主食用米と区別するため、6月時点で「販売契約書」の提出を求めていたが、平成28年4月より、生産者による「輸出計画書」のみで生産が可能となるよう、制度運用を改正

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想(平成29年9月8日公表)

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ そのため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、**コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。**

(1) 戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等の実施

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

(2) 戦略的輸出基地(産地)

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地(法人・団体)を「戦略的輸出基地」として特定。



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況(令和2年6月30日時点)

戦略的輸出事業者

73事業者(目標数量合計 14万トン※)

○ 主な戦略的輸出事業者(輸出目標(令和元年)上位5事業者を抜粋)

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)

- (1) 団体・法人 255産地
- (2) 都道府県単位の集荷団体等 21団体 (JA全農県本部、経済連)
((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)
- (3) 全国単位の集荷団体等 1団体 (JA全農)
((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

○ 主な戦略的輸出基地
(平成30年産輸出実績(見込み)上位5産地を抜粋)

【JA】		【その他団体・法人等】	
都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟米輸出推進協議会	新潟県	株式会社新潟農商
宮城県	JAみやぎ登米	新潟県	新・新潟米ネットワーク
富山県	JAみな穂	茨城県	茨城県産米輸出推進協議会
岩手県	JA岩手ふるさと	山形県	(株)庄内こめ工房
秋田県	JA秋田おばこ	北海道	(株)シヨクレン北海道

戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。

中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

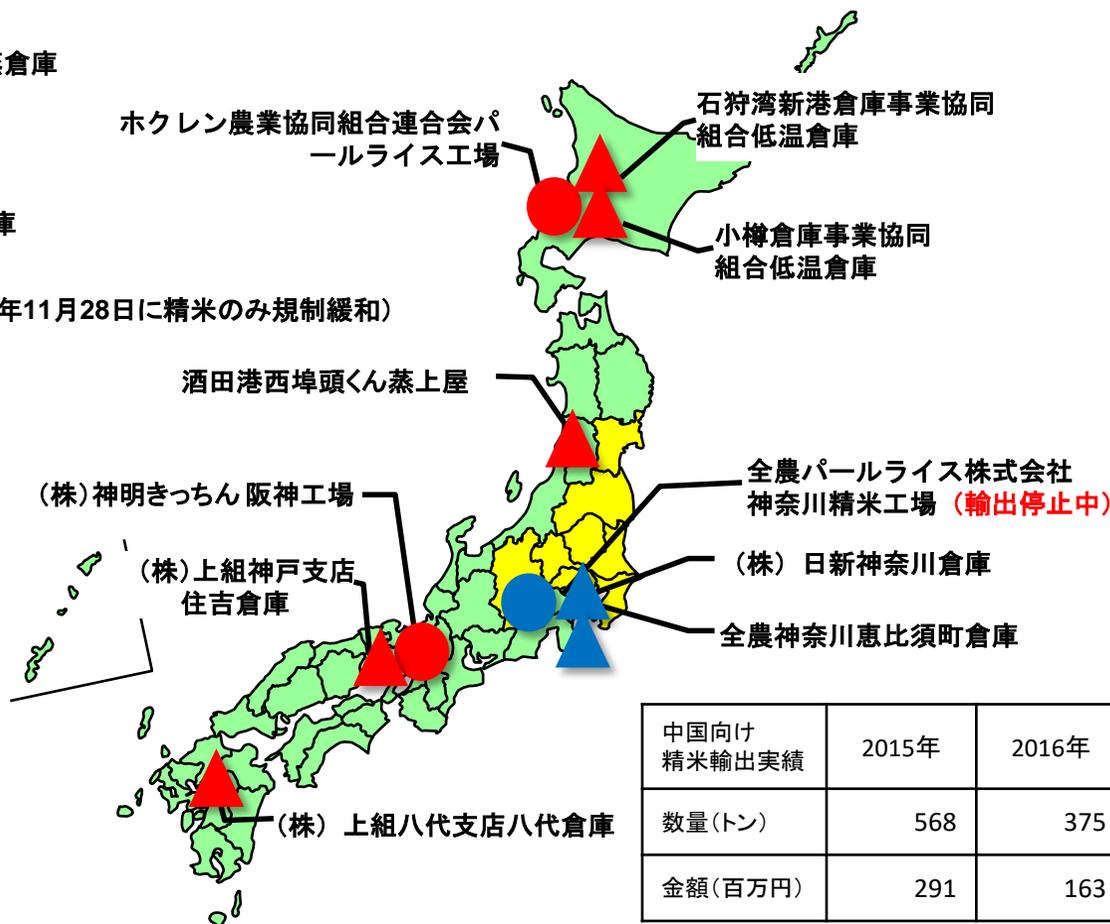
今後の取組方針

- 海外市場における日本産米の需要をより一層喚起し、輸出拡大に繋げるため、令和元年度・令和2年度補正予算に盛り込まれた輸出促進予算等を活用して戦略的輸出事業者による海外市場開拓を強力に推進。
- また、海外需要に応じた輸出用米の生産拡大を進めるため、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地の結びつけ・マッチングを進めるとともに、各県・地域が水田フル活用ビジョンの検討を進める中で、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との間で輸出用米の具体的な生産数量や品種等の調整が進むよう、関係者が一体となって輸出用米生産の取組を推進。
- 引き続き、本プロジェクトに参加する輸出事業者及び産地の団体・法人を募集。

中国向けコメ輸出の状況

- 2018年5月の日中首脳会談時に、中国側と精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設の追加に合意した結果、精米工場3施設及びくん蒸倉庫7施設からの輸出が可能となり、7月に兵庫、9月に北海道からそれぞれ輸出開始。
- 2018年11月には、福島第一原子力発電所の事故後輸入停止となっていた新潟県の精米の規制が緩和され、2019年1月に1トン(2kg×500袋)輸出。2019年7月以降、全農や神明が本格的に輸出・販売を開始。(2019年1～12月の輸出実績は22トン)。

- 追加された精米工場
- ▲ 追加されたくん蒸倉庫
- 既存の精米工場
- ▲ 既存のくん蒸倉庫
- 輸入規制9都県
(新潟県は2018年11月28日に精米のみ規制緩和)



中国向け 精米輸出実績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (1～5月)
数量(トン)	568	375	298	524	1007	377
金額(百万円)	291	163	97	211	363	115

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して7倍の差(2018年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU	豪州			
	(2019年)	(2019年)	(2016年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2018年)
平均経営面積 (ha)	3.0	179.7	16.6	60.5	60.9	90.1	4442.9

出典: 日本は、「平成31年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2019 Summary」(米国農務省)

EUは、「Eurostat」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2019」(豪州農漁業省)

注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

EU及び豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

[コメ農家の経営規模]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約1ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約51ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国营農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2015年世界農業センサス」(農林水産省)

米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

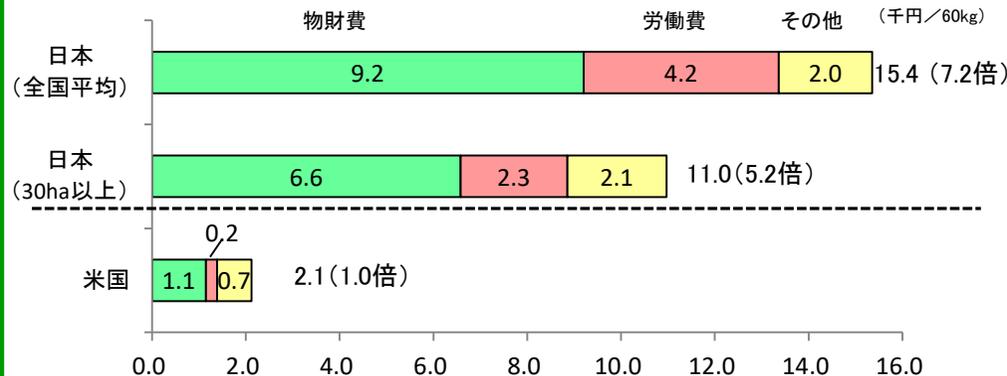
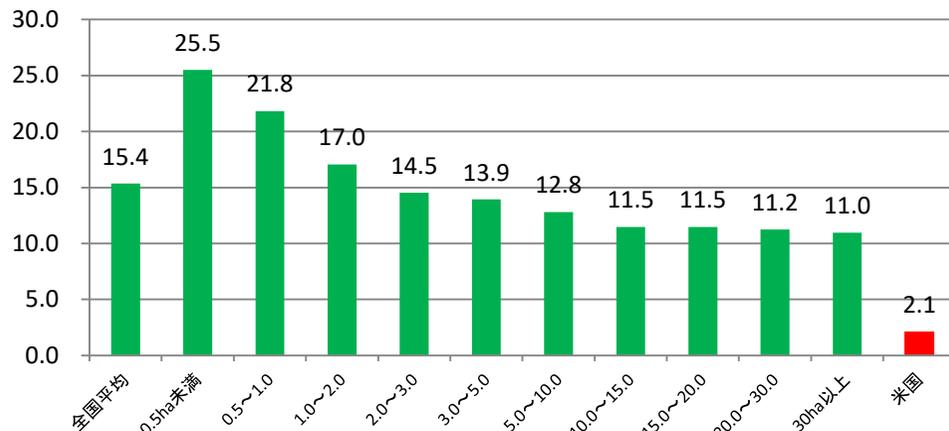
豪州は、「Statistical Summary (2019 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

中国は、民間研究報告より

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約60倍、豪州は約1,490倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2018年)

(千円/60kg)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2018)、1US\$=110.42円(国際通貨基金)

農林水産省「平成30年産米生産費」

注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費

注2: 農林水産省「平成30年産米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.7ha。

日米の水稲栽培法の主な違い

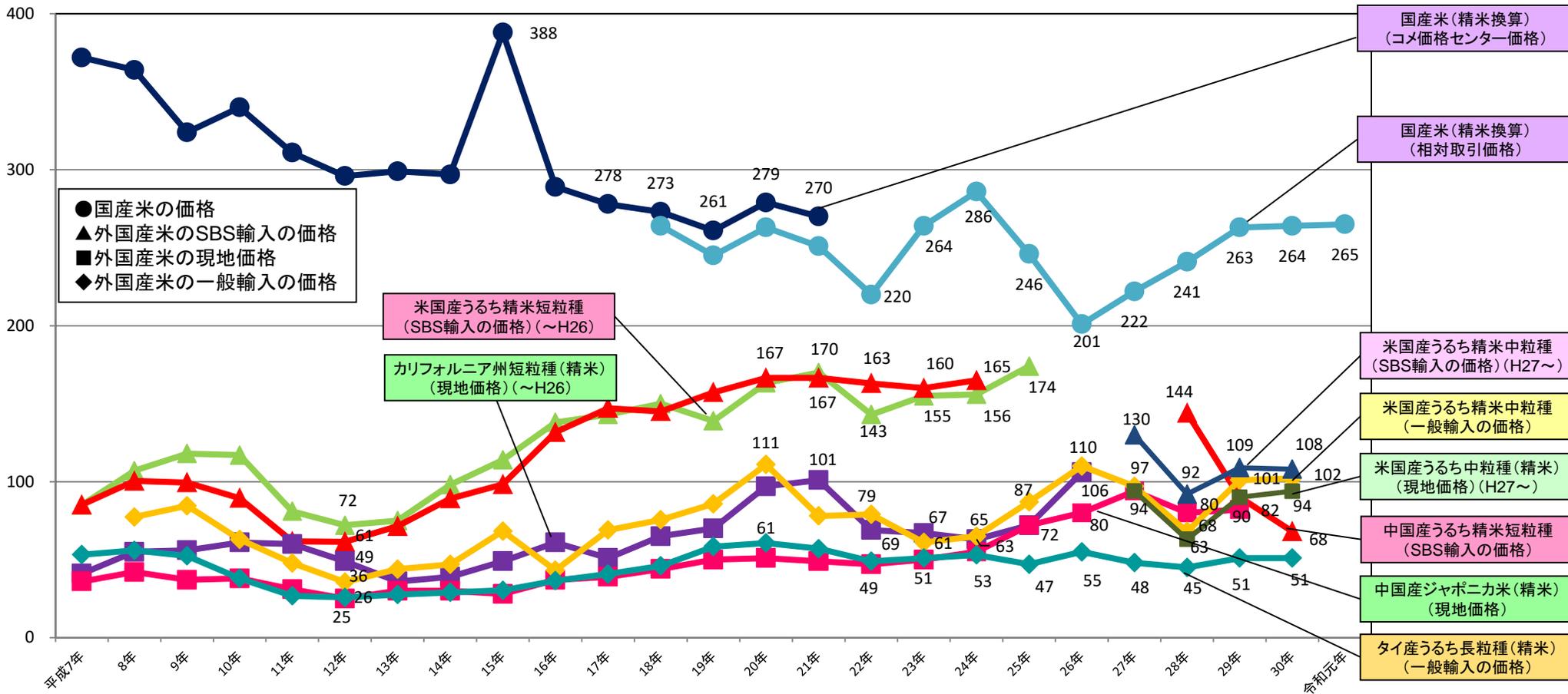
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
<p>経営規模 [1ha=10,000m²]</p>	<p>水稲作付面積 全国平均 1.4ha </p> <p>北海道 8.2ha </p> <p>1区画規模 ~1ha程度 </p>	<p>約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 〕 〔 東京ドーム約70個相当 〕</p> <p>1区画規模 ~10ha程度 </p>
トラクター	 <p>20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕</p>	 <p>95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕</p>
播種・育苗・移植 直播	 <p>ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕</p>	 <p>種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託</p>
収穫	 <p>自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕</p>	 <p>大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕</p>

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和元年産は出回りから令和2年5月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度~27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1~10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月~3月の平均価格)。

注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣議了解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)